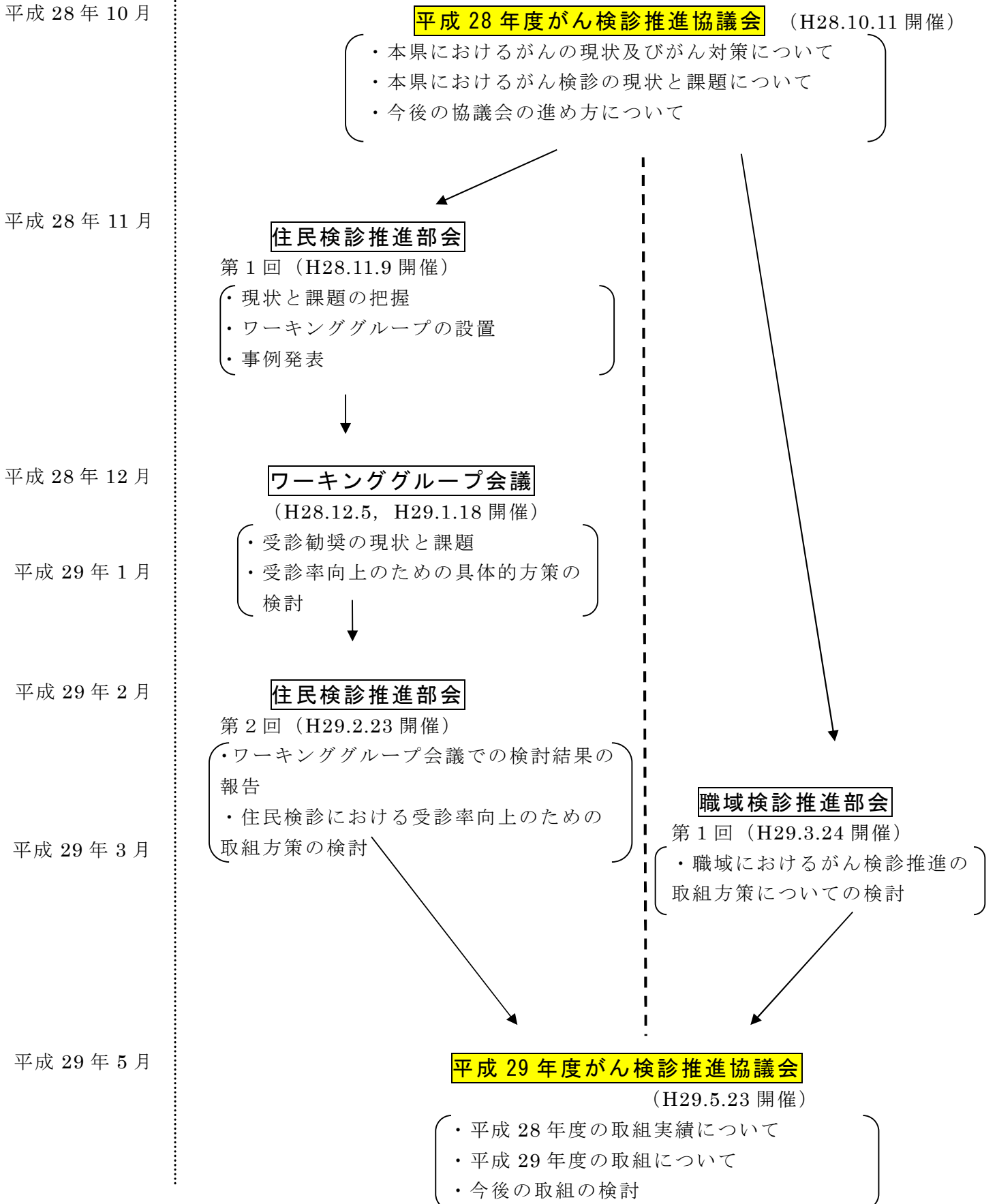


(1) 各専門部会における受診率向上に向けた平成 28 年度の実績及び平成 29 年度の実績について

これまでの協議会の開催実績



住民検診推進部会における議論の整理と平成 29 年度の取組について

達成すべき目標

・各がん検診の受診率について、第三次計画及び条例に定める50%の目標値を達成するため、住民検診の推進を図る。

問題点

○県民のがん検診に対する意識や関心が低い。

・県民に対する意識調査では、「ついうけそびれる」が約3割、「受診の必要性を感じない」との回答が約2割にのぼるなど、県民のがん検診に対する意識が低い。

○市町村における個別勧奨・再勧奨の取組にバラツキがある。

・受診率向上における個別勧奨・再勧奨の有効性は検証されているものの、約2割の市町村が個別勧奨未実施の状況となっている。また、実施している市町村においても3～6割で再勧奨が未実施となっている。

○がん検診を受けやすい環境整備が不十分である。

・検診の場所や実施時期・時間帯については、受診者の選択肢が限定されており、受診者に配慮した検診メニューの提供についても不十分な状況である。

取組

平成 29 年度の取組

○県民に対する意識啓発の推進

・県、市町村、関係機関の連携体制を強化し、「茨城県がん検診推進強化月間」等を通し、広く県民にがん検診の重要性の周知と受診勧奨の促進を図る。

共通：月間における普及啓発の推進

共通の勧奨資材（ポスター、のぼり等）の利用により、月間の周知、資料の配布、イベントの開催を実施

市町村：地域の実情に応じて、がん種毎の知識の普及啓発、受診勧奨を推進

・若年者への子宮頸がんの受診勧奨
・乳幼児健診時における乳がん及び子宮頸がん検診の啓発

県：広報、がん予防対策に関わる人材の養成、がん教育等を通し、広く県民に対する意識啓発を推進、補助制度創設による市町村支援

○個別勧奨・再勧奨の推進

・すべての市町村で、個別勧奨・再勧奨を実施する。

市町村：地域の実情に応じて個別勧奨・再勧奨の具体的取組を推進

・効果的な対象者の設定（抽出）による個別勧奨・再勧奨
・特定健診とがん検診の同時受診勧奨・再勧奨
・電話によるがん検診の勧奨・再勧奨の際の予約受付
・効果的な勧奨資材による個別勧奨・再勧奨 等

県：情報や成功事例の提供等の技術的支援、補助制度の創設による支援

○がん検診受診環境整備の推進

・県民が、がん検診を受けやすくなるよう、受診機会の増加や受診者に配慮した検診の実施、利便性の向上等受診環境の整備に取り組む。

市町村：地域の実情に応じて受診環境の整備推進

・特定健診とがん検診の同時実施
・医療機関検診の導入
・検診時の託児サービスの実施
・郵送方式による大腸がん検診の実施 等

県：情報や成功事例の提供等の技術的支援、補助制度の創設による支援

職域検診推進部会における議論の整理と平成 29 年度の取組について

達成すべき目標

・各がん検診の受診率について、第三次計画及び条例に定める50%の目標値を達成するため、職域におけるがん検診の推進を図る。

問題点

○事業者・従業員のがん検診に対する理解

・国民生活基礎調査（平成 25 年）では、がん検診受診者の4~7割が職域で受診したと回答しており、職域におけるがん検診は大きな役割を担っているが、法的な位置付けがなく、保険者や事業者などが任意で実施している状況であり、事業者や従業員ががん検診の重要性を十分に理解しているとは言えない状況にある。

○従業員等が検診を受けにくい環境

・従業員等にとっては、休暇制度が不十分であったり、検診費用の自己負担が大きいなど、検診を受けやすい環境とは言えない状況にある。

○職域におけるがん検診の質のバラツキ

・職域におけるがん検診は、ガイドライン（指針）がないため、実施者により検査項目や対象年齢など実施方法が異なる。

取組

平成 29 年度の取組

○職域におけるがん検診の重要性の周知及び受診勧奨の推進

- ・事業者・従業員ががん検診に対する理解を深める。
- ・「茨城県がん検診推進強化月間」において普及啓発活動を推進する。

○従業員が検診を受けやすくするための環境整備の推進

○職域におけるがん検診の実態把握の検討

- ・事業者や衛生管理者等が、がんに関するセミナー等の参加を通し、がんに関する正しい知識の習得や検診の重要性を理解したうえで、従業員に対する普及啓発と受診勧奨の推進を行う。
- ・職域で受診する機会のない従業員及び被扶養者に対する市町村のがん検診の周知、情報提供及び受診勧奨の促進を図る。

・「茨城県がん検診推進強化月間」における普及啓発の推進

【共通の取組事項】

- ・月間の周知
共通の勧奨資材（ポスター、のぼり等）を活用し、広く県民に対して月間の周知を図る。
- 【可能な範囲で取り組んで頂く事項】
 - ・資料の配布
がん検診に対する関心を高めるため、がん検診に関するリーフレット等を配布する。
 - ・イベントの開催
がん検診の受診促進及び参療の意識醸成のため、県民を対象とした講演会、パネル展等を開催する。

・事業所や職場の状況に応じ、従業員が検診を受けやすい環境整備のための具体的取組を実施する。

- (例)
- ・がん検診受診時の休暇制度の創設
 - ・検診受診費用の負担制度の創設
 - ・定期健康診断時にごがん検診のメニューを追加 等

・国では、「職域におけるがん検診に対するガイドライン」の策定や、職域を含めた国全体のがん検診データを把握するための仕組みづくりを検討中であり、その動向を注視するとともに、県内の職域における検診の実態把握を検討する。